

救急医療機関の概要について



埼玉県では、地域の救急医療に協力していただける医療機関の申出を受け付けています！！

1 救急医療機関とは？

消防法に定められた、救急隊により搬送される傷病者の医療を担当する病院又は診療所であって、2(1)～(4)の基準に該当し、かつ、その開設者から知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出があったもののうち、知事が認定、告示をしたものです。

本県では、令和2年4月1日時点で193施設が指定されています。



2 救急医療機関の基準(救急病院等を定める省令)

- (1) 救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事していること。
- (2) エックス線装置、心電図、輸血及び輸液のための設備その他の救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。
- (3) 傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有すること。
- (4) 救急医療を要する傷病者のための専用病床または当該傷病者のために優先的に使用される病床を有すること。

3 救急医療に係る診療報酬制度(令和2年4月1日現在)

救急医療の実施により次の診療報酬等を加算することができます。

◆施設基準の必要な診療報酬

診療報酬	点数(1点10円)	算定要件
救急医療管理加算1	950点 (1日につき)	緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者
救急医療管理加算2	350点 (1日につき)	(入院した日から起算して7日を限度として加算)
夜間休日救急搬送医学管理料	600点 (初診の日のみ)	夜間、深夜、土曜診療時間外又は休日において救急車により緊急搬送された患者

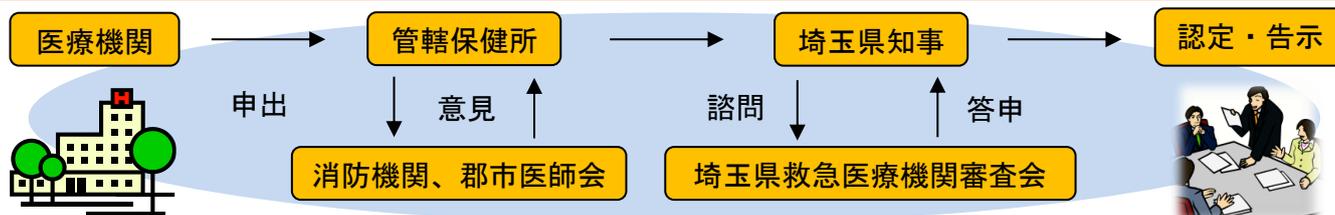
◆初診料(288点)と再診料(73点)に対する加算

区分	初診料	再診料
時間外加算(特例)	85点 (230点)	65点 (180点)
休日加算	250点	190点
深夜加算	480点	420点

詳しくは、診療報酬制度(令和2年度診療報酬改定について)をご参照ください。

【厚生労働省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

4 救急医療機関になるための手続き(年2～3回の受付)



詳しくは、管轄の保健所または医療整備課宛てお問い合わせください。

【保健所連絡先一覧】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokenjo/hokenjo-itiran.html>

【医療整備課地域医療対策担当】 ☎048-830-3559